

(趣旨)

第1条 この規則は、岸和田市附属機関条例（平成15年条例第1号）第4条の規定に基づき、岸和田市緑地保全等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する者をもって充てる。

(1) 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画に基づく施策の推進に関して優れた識見を有する者

(2) 公募した市民

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から諮問事項に関する調査審議が終了した日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 審議会の事務局は、建設部水とみどり課に置く。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が選出されていない場合にあつては、市長が会議を招集する。

附 則（令和5年5月29日規則第37号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(岸和田市審議会等の委員の公募に関する条例施行規則の一部改正)

2 岸和田市審議会等の委員の公募に関する条例施行規則（平成17年規則第33号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和 5 年 7 月 31 日規則第 45 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。
（岸和田市審議会等の委員の公募に関する条例施行規則の一部改正）
- 2 岸和田市審議会等の委員の公募に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 33 号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）